

## 「マレーシアの年金制度」

菅谷和宏 (三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部 上席研究員)

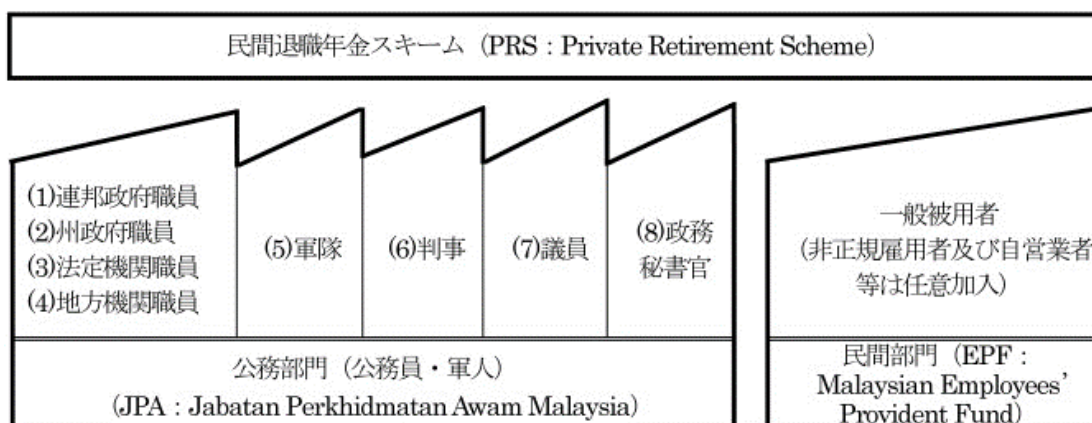
### 1. 社会保障制度の動向

マレーシアの社会保障制度は大きく公務部門と民間部門に分かれており、公務部門では老齢保障(老齢年金及び退職一時金)から遺族年金、障害年金、医療保障、労働災害保障まで充実した保障を「公務員社会保障局」(以下、JPA: Jabatan Perkhidmatan Awam Malaysia) (マレー語標記 KWAP) が担う。一方、民間部門は、老齢保障は「従業員積立基金」(以下、EPF: Malaysian Employees' Provident Fund) (マレー語標記 KWSP) が担い、遺族年金、障害年金、医療保障、労働災害保障は、「労働者社会保障機構」(以下、SOCSSO: Social Security Organization) (マレー語標記 PERKESO) が担う。以下は、2012年6月の現地JPA、EPF、SOCSSO、マレーシア証券委員会(The Securities Commission Malaysia)への訪問調査を基に、最新の動向を踏まえて記したものである。(1リンギ=24.6円で換算, 2020.5.1)

### 2. 社会保障制度の沿革

公務部門における老齢保障は、1875年の連邦立法会議での創設を発端とし、1951年の政府年金法により創設された。JPAは、1980年の年金法(Pension Act 1980)を基本法とし、職域毎にそれぞれ年金法が制定され、職域毎に分かれた制度体系となっている(図表1)。

(図表1) マレーシアの社会保障制度



(出所) 筆者作成

民間部門における老齢保障は、イギリス植民地時代に発達したゴム園や錫（すず）鉱山の労働者のための簡素な貯蓄として開始された。1947年にゴム園労働者による賃上げ要求と社会福祉制度の充実のため、ストライキやデモが頻繁に起こるようになった。また、マラヤでは1948年2月に発効した連邦協定がマレー系住民に有利であるとして、非マレー系の中国系住民などが反発し、マラヤ共産党の武力蜂起が起こったことから、政府は国民に安心を与える政策として、1951年のマラヤ連邦立法会議において「従業員積立基金法」（EPF法：Employees Provident Fund Ordinance）を成立させ、1952年に民間労働者のための老齢保障を担うEPFを創設した。1991年には現在の「従業員積立基金法」（The Employees Provident Fund Act 1991, Act 452）が整備され、民間部門の労働者は強制加入とされた。その後、2010年には自営業者、家事使用人、非正規労働者、外国人労働者について任意で加入が可能となった。

民間部門の老齢保障以外については、1952年に「労働災害補償法」（Workmen's Compensation Act 1952）が制定されたが、十分な効果が発揮できなかったため、1969年に「労働者社会保障法」（The Employees' Social Security Act 1969）が制定され、民間部門の労働者のための遺族年金から障害年金、医療保障、労働災害保障を担う制度として「労働者社会保障機構」（SOCSO）が1971年に設立された。

### 3. 社会保障制度の概要

JPAは、退職時に、退職一時金と併せて老齢年金が終身で支払われる。加入対象は、①連邦政府職員、②14州（含むクアラルンプール連邦直轄地）の政府職員、③法定機関職員、④地方機関職員、⑤軍隊、⑥裁判所判事、⑦議員（連邦下院、上院、州議員）、⑧政務秘書官で、①～④で約120万人（2012年）である。①～⑧の職域毎に制度が分立しており、①～④の間での転職はポータビリティが確保され、勤続年数が通算されるが、①～④とそれ以外の⑤～⑧の間での転職については、勤続期間の通算は行われず、それぞれの制度から給付が行われる。

また、1991年及び1992年の法改正により、これ以後に採用された公務員等はJPAかEPFのどちらかの加入を自ら選択できるようになった。JPAは本人負担もなく、EPFよりも保障内容が手厚いため、ほとんどはJPAの加入を選択するが、民間企業に移った場合にJPAからEPFへのポータビリティがないため、技術者や医師など、将来、民間企業に移る可能性が高い職業の人など、公務員等の約1%がEPFの加入を選択している。

EPFは、拠出建ての積立基金で、拠出された積立金に運用益を加算した金額が一括または毎月均等払いで支払われる（55歳または50歳での引き出しが可能）。民間従業員には退職金がなく、EPFが老後所得保障機能を担っている。加入対象は、民間企業で働く従業員及び公務部門で働くJPAに加入できない非正規労働者やパート労働者で、企業規模や労働時間に関係なく強制加入となる。自営業者や家事使用人、外国人労働者等は任意で加入することができる。なお、EPFは途中で転職した場合でもEPF番号が転職先に引き継がれ、

積立資産が引き継がれる。EPF の加入者数 (Active member) は、2017 年の 711 万人から 2018 年は 736 万人に増加、事業主数は 49.5 万社から 50.7 万社に増加した (図表 2)。マレーシアの全労働人口 1,528 万人 (2018 年) のうち、公務部門労働者を除いた民間労働者の EPF への加入割合は 52.3%程度と想定される。なお、EPF の任意加入者である自営業者等は約 190 万人で、そのうち自営業者と家事使用人が約 2.4 万人、外国人労働者は約 24 万人である (2012 年)。

(図表 2) EPF の事業主数・加入者数の推移 (2013~2018 年)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	
事業主数 (Active employers)	517,062	530,166	536,489	540,833	494,945	507,080	(社)
加入者数 (Active Employees)	6,530,838	6,659,036	6,794,604	6,882,983	7,110,517	7,360,248	(人)

(出所) KWSP (EPF) 「ANNUAL REPORT」 (2013~2018) より筆者作成

### <EPF の積立金 (個人貯蓄口座) の管理方法> (図表 3)

EPF の個人貯蓄口座は、従来は「勘定Ⅰ~Ⅳ」の 4 つに分かれていたが、「勘定Ⅲ」は、2007 年 1 月に廃止され、「勘定Ⅱ」に統合された。「勘定Ⅳ」も 2007 年に廃止され、現在は「勘定Ⅰ」と「勘定Ⅱ」の 2 つの個人貯蓄口座で管理されている。

【勘定Ⅰ】60 歳以降の老齢保障を目的とし、拠出金の 70%が積み立てられる。55 歳まで引き出しができず、55 歳または退職時に積立金と運用益の合計額を①一時払い、②毎月均等払い、③両方の組み合わせから選択して受け取る。

【勘定Ⅱ】1980 年の法改正で創設され、住宅の購入や子どもの教育費、医療費を目的として拠出金の 30%が積み立てられる。これらの使用目的内であればいつでも引き出すことができ、50 歳になれば目的外での引き出しも可能である。

【勘定Ⅲ】1994 年の法改正で創設され、重篤な疾病の治療費 (家族にも適用) を目的として拠出金の 10%が積み立てられていたが、2007 年に廃止されて「勘定Ⅱ」へ統合された。

【勘定Ⅳ】2001 年の法改正で創設され、加入者が 55 歳になるまで「勘定Ⅰ」の積立金の最大 50%までを任意で「勘定Ⅳ」に振り替えることができ、55 歳以上で 24,000 リンギ以上の積立金があれば、55~75 歳まで毎月 100 リンギの最低年金が支給される。55 歳到達時に一時金で受け取る人が多く、短期間で消費してしまう傾向があることから導入されたが、実際には「勘定Ⅳ」を使用する人がごく少数であったため 2007 年に廃止された。

(図表 3) EPF の積立金口座の管理方法

種類	目的・使用用途	備考
勘定Ⅰ	60歳以降の老齢保障を目的として拠出金の70%を積み立て	55歳以降受給可
勘定Ⅱ	住宅購入、教育費、医療費を目的として拠出金の30%を積み立て	目的内の支払いであればいつでも可
勘定Ⅲ	重篤な疾病の治療費を目的として拠出金の10%を積み立て	(2007年に廃止、勘定Ⅱへ統合)
勘定Ⅳ	55歳まで「勘定Ⅰ」の積立金の最大50%までを任意で「勘定Ⅳ」に振替、24,000リンギ以上になれば、55~75歳まで毎月100リンギの最低年金が支給される	(2007年に廃止)

(出所) 筆者作成

SOCSO は、障害年金、遺族年金、医療保障、労働災害保障の4つの機能を持つ。労働災害保障は、労働災害を負った場合の給与保障や医療費の支給が含まれる。加入対象者は、マレーシア国籍及びマレーシア永住権を持つ民間企業の労働者で、年齢や労働時間に関係なく非正規労働者も対象となる。なお、自営業者や家事労働者、外国人労働者は加入対象外であったが、2019年1月から外国人労働者について加入義務の対象となった。労働者のうち強制加入者は賃金が月額3,000リンギ(約73,800円)未満の者で、月額3,000リンギ以上の労働者には加入義務はないが、事業主の了承を得て任意で加入することができる。なお、月額3,000リンギ未満であった者が、昇給等により3,000リンギ以上になった場合は、そのまま加入し続ける必要がある。事業主数は2016年の42.7万社から43.3万社(2017年)に増加、加入者(Active member)は、2016年の660万人から680万人(2017年)に増加した(図表4)。マレーシアの全労働人口1,495万人(2017年)のうち、公務部門労働者を除いた民間労働者のSOCSOへの加入割合は49.5%程度と想定され、労働者の約半数は未加入である。

(図表4) SOCSOの事業主数・加入者数の推移(2012~2017年)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	
事業主数(Active employers)	347,871	368,472	383,575	393,451	402,039	416,677	427,690	433,723	(社)
加入者数(Active Employees)	5,250,000	5,760,000	5,880,000	6,089,054	6,198,657	6,349,984	6,597,948	6,803,948	(人)

(出所) PERKESO (SOCSO)「Annual Report 2016, 2017」より筆者作成

#### 4. 給付算定方式と支給開始年齢

JPAの支給開始年齢は従来55歳であったが、法令により段階的引き上げが行われ、2012年1月1日から公務員の退職年齢が58歳から60歳に引き上げられたことに合わせて60歳となっている。

老齢年金の受給要件は、6~24カ月の試用期間終了後、3年経過後に①60歳に達した場合(2012年1月1日以前は58歳到達時)、②健康上の事由による退任、③部署や事務所の廃止による退任、④組織の統廃合による退任、⑤公共の利益のための強制退職、⑥外国籍を取得した場合、⑦就業時の虚偽申告による解雇、のいずれか事由で退任し、60歳(2012年1月1日以降)に達した場合である。勤続10年以上で40歳以上であれば、本人の意志による任意退職時でも老齢年金が支給される。

本人が業務上で障害を負った場合は、労働災害の程度に応じて障害年金が支給される。本人が就業中または年金受給中に死亡した場合は遺族に遺族年金が支払われ、配偶者または未婚の子どもが21歳になるまで(21歳以上でも高等教育を受けている間は卒業するまで)支払われる。本人が就業中に死亡した場合の退職一時金は配偶者または子どもに、本人が独身の場合は両親に支払われる。

医療保障は、就業中及び退職後も、本人と配偶者及び子どもについて、政府医療機関での医療費が無料となり、入院した際には補助金が支給される。本人が死亡しても配偶者及び子どもが18歳になるまでは医療保障が受けられる。

退職一時金の算定方法は「 $7.5\% \times$ 在職月数（上限なし） $\times$ 最終給与」で、退職時に有給休暇が残った場合は150日を限度として、有給休暇1日あたり「 $1/30 \times$ 月額報酬（賃金＋諸手当）」が加算される。

年金の算定方法は「 $1/600 \times$ 在職月数（上限360カ月） $\times$ 最終給与」で、年金額の計算時には財政上の理由から勤続年数については2009年1月1日より360カ月が上限とされ、年金額は最終給与の5分の3以下となるように上限が設けられている。年金額は25年以上勤務した場合には最低保障額として月額720リング（約20,300円）を支給。また、年金額は1980年に賃金の上昇に応じて毎年の年金額を改定する仕組みが導入されたが（過去10年間の平均賃金上昇率は2.6%）、年金額改定の煩わしさから、将来の経済成長率を見込んで、2013年以降は年金額を毎年一定率（2%）増額する仕組みに変更された。

一方、EPFでは、民間企業の定年年齢は従来規定がなく、大部分の企業で55歳定年制を採用していたため、EPFからの引き出し年齢も55歳と規定されていた。公務員の定年年齢の60歳への引き上げに伴い、民間企業の定年を60歳に義務付ける「最少退職年齢法案」

（Minimum Retirement Age Act 2012）が2012年6月28日に下院議会および同7月17日に上院議会で承認され、同8月に公布、2013年7月1日に施行された（同法施行前に55歳以上で退職しその後再就職する者を除く）が、EPFからの引き出し可能年齢は、従来どおり「勘定Ⅰ」は55歳、「勘定Ⅱ」は50歳である。

なお、加入者が死亡した場合及び障害により働くことができなくなった場合は、積立資産にプラスして、死亡時に2,500リング、障害時に5,000リングの付加給付金が遺族または本人に支払われる。

SOCSOの受給要件は、55歳までに疾病となり、政府の医療機関による証明書を受け、さらに保険料の納付要件が満たされていることが必要となる。民間の医師に証明書を受けた場合は、不正申請防止のために政府担当医師の確認書が必要である。保険料の納付状況により、「本来給付」と「減額給付」の2種類の給付がある。

本来給付は、直近の40カ月の間に24カ月間以上の保険料納付済期間があること及びSOCSOに加入してからSOCSOが障害年金の申請を受理した月まで少なくとも3分の2以上の保険料納付済期間があることが必要。本来給付の支給額は、保険料納付済期間に応じて平均賃金の50～65%相当額が支払われる。保険料納付済期間が24カ月を超える同期間に対しては、12カ月につき平均賃金の1%を加算した金額が加算される（平均賃金は直近24カ月の標準賃金を対象とする）。減額給付は、加入してから障害年金の申請が受理された月まで、3分の1以上の保険料納付済期間があること及び最低24カ月間の同期間が必要。減額給付の支給額は、平均賃金の50%相当額または最低月額250リングが支払われる。障害給付金及び遺族給付金は非課税扱いとなる。障害年金の受給者数は2014年の49,959人、

給付総額 4 億 9,682 万リンギから、2016 年には受給者 58,436 人（17%増加）、給付総額 6 億 1,148 万リンギ（23%増加）となり、遺族年金の受給者数は 2014 年の 216,001 人、給付総額 8 億 3,470 万リンギから、2016 年には受給者 249,018 人（15%増加）、給付総額 10 億 5,234 万リンギ（26%増加）となっている。今後も人口増加による、障害給付及び遺族給付の増加が見込まれ、財政への負担はさらに重くなっていくと考えられている。

## 5. 負担、財源

JPA の財源は、政府及び地方機関が保険料を全額負担し、本人負担はない。連邦政府及び州政府は職員給与の 5%，地方政府及びその他の法定機関は職員給与の 17.5%を「連邦統合基金（Federal Consolidated Fund）」に拠出する。

EPF の財源は、事業主と従業員の保険料により賄われており国庫負担はない。保険料は 60 歳未満（「最少退職年齢法」の 2013 年 7 月 1 日施行に伴い 2013 年 8 月以降は 60 歳未満に変更）と 60 歳から 75 歳までの 2 段階の拠出率が設定されている。拠出率は 1951 年の制度発足当初は労使共に各々 5%で開始されたが、1954 年の法改正で、労使いずれかの意向により、この率に上乗せした拠出が認められるようになった。1977 年からは、事業主は従業員よりも高い拠出率としなければならない規定が加えられ、拠出率の下限も事業主 7%，従業員 6%に引き上げられた。2004 年 6 月には事業主 12%，従業員 11%に引き上げられ、さらに 2012 年 1 月からは事業主 13%（但し、従業員の月収が 5,000 リンギを超える場合は 12%）、従業員 11%に引き上げられた。定年年齢以降の 60 歳～75 歳までの拠出率は、事業主 6.5%（但し、従業員の月収が 5,000 リンギを超える場合は 6%）、従業員 5.5%である（図表 5）。従業員の拠出分は、定められた金額以上の拠出も可能で、一般の生命保険の保険料と合わせて年間 6,000 リンギまで所得控除の対象となる。事業主の拠出分は税控除の対象給与総額の 19%までの損金算入が認められる。自営業者等の任意加入者は、最低で 50 リンギ、最大で 5,000 リンギ（約 133,500 円）の範囲内で自由に拠出額を決めることができ、毎月拠出する必要はなく、いつでも好きな時に拠出が可能である。また、自営業者等への政府補助として、本人が拠出した金額の 10%相当額（最大で年間 120 リンギ）を政府が補助する措置が取られている。外国人労働者は任意加入であるが、本人が月給の 11%，事業主が月額 5 リンギを拠出することができる。

（図表 5）EPF の保険料率（2013 年 8 月 1 日以降）

区分	年齢	月額給与	事業主・政府	従業員・本人	合計
被用者	60歳未満	5,000リンギ以下	13.0%	11.0%	24.0%
		5,000リンギ超	12.0%	11.0%	23.0%
	60～75歳	5,000リンギ以下	6.5%	5.5%	12.0%
		5,000リンギ超	6.0%	5.5%	11.5%
外国人労働者			5リンギ	11.00%	11.00%
自営業者	任意加入		政府が本人拠出額の10%を補助(最大120リンギ)	50～5,000リンギ以内の任意金額	-

（出所）厚生労働省「2018 年海外情勢報告 第 2 節マレーシア（Malaysia）」より筆者作成

SOCSO の財源は、事業主と従業員の保険料で賄われており、労働災害保険は給与の 1.25% を事業主が全額拠出し、障害年金及び遺族年金については給与の 1.0% を事業主と従業員が折半し、0.5% ずつ拠出する。また、2017 年 6 月に「自営業者社会保障法 (Self-Employment Social Security Act 2017 (Act 789))」が施行され、農業従事者や自己雇用のタクシードライバー・ウーバー運転手などが、4 つのオプションから自ら任意で選択して、SOCSO に加入することが可能となった (図表 6)。

(図表 6) SOCSO の保険料率

区分	月額給与	雇用主	従業員
被用者	労働災害保険	1.25%	-
	障害年金・遺族年金	0.5%	0.5%
自己雇用者 (タクシードライ バー等)	オプション I (収入 1,050 リンギ)	-	1.25% (月額保険料) 13.1 リンギ
	オプション II (収入 1,050 リンギ)	-	1.25% (月額保険料) 19.4 リンギ
	オプション III (収入 1,050 リンギ)	-	1.25% (月額保険料) 36.9 リンギ
	オプション IV (収入 1,050 リンギ)	-	1.25% (月額保険料) 49.4 リンギ

(出所) PERKESO (SOCSO) (2017) 「Annual Report 2017」より筆者作成

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

JPA は、全額国庫負担の賦課方式 (pay-as-you-go) が採用され、拠出された資金は「連邦統合基金 (Federal Consolidated Fund)」として政府予算全体の中で、他の予算と一緒に財務省により管理がなされている。

EPF は、積立方式による拠出建て制度で、積立金の運用益は非課税で、積立金の運用利回りには、2.5% の最低保障利率が付与されている。総資産額は、2017 年の 8,134 億リンギから、2018 年は 8,365 億リンギ (約 20.6 兆円) に増加し (図表 7)、これはマレーシアの名目 GDP 1兆 3,534 億リンギ (約 33.3 兆円) (2017 年) の 62% に相当する。資産規模について、アジアでは日本の GPIF (170 兆円、2019 年 12 月末)、韓国の国民年金基金 (634 兆ウォン (51 兆円)、2018 年 5 月末) に次いで、3 番目に大きな年金ファンドである。

(図表 7) EPF・SOCSO の総資産額の推移 (2012~2018 年)

		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
経済成長率 (%)		5.60%	4.70%	6.10%	4.90%	4.20%	5.90%	4.70%
総資産額 (億リンギ) (Total Asset)	EPF	5,676	5,978	6,467	6,961	7,423	8,134	8,365
	SOCSO	200	210	248	256	265	281	-

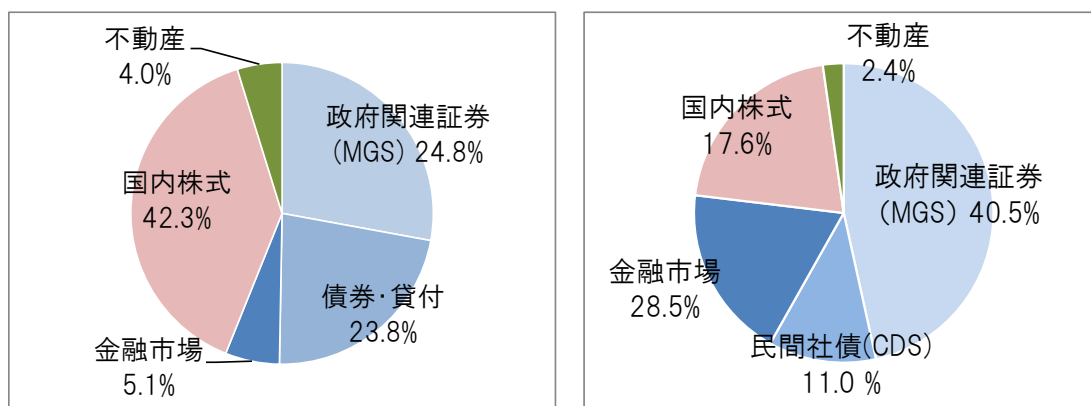
(出所) KWSP (EPF) 「ANNUAL REPORT」(2013~2018)、PERKESO (SOCSO) 「Annual Report 2017」  
外務省「マレーシア基礎データ」より筆者作成

EPF における投資の基本方針は、積立金の保護を第一とした低リスク運用が行われている。積立金の投資対象は、1991 年の EPF 法第 26 条 (EPF Act 1991, Section 26) により規定され、従来は政府関連証券 (MGS) に 70% 以上を投資することが義務付けられていた。

マレーシア政府は、1970年代から公的機関による土地開発政策を進め、国債の発行により財源を調達し、国債の引き受け手としてEPFが財源を提供していた。しかし、1990年代に公的機関の民営化が進められ、政府関連証券（MGS）の発行額が減少、一方ではEPFの資産規模が増大を続けたことから需給関係がアンマッチとなり、政府関連証券（MGS）への投資割合が50%以上に引き下げられ、さらに1997年には同条項の適用が免除された。これによりEPFの資産は、貸付（ローン）、株式、金融市場などへ投資対象の拡大が行われるようになった。また、ボラティリティリスクと為替リスクへの対応から、海外債券、海外株式、海外不動産、プライベートエクイティ等への分散投資の拡大政策が進められ、2011年には通貨変動への対応として海外資産投資におけるガイドラインを策定し、為替ヘッジ政策が導入された。海外資産への投資割合は23%まで認められており、2015年には日本の不動産への投資も開始された。基本方針による政策アセットミックスは、政府関連証券（MGS）及び債券・貸付（ローン）51%、株式36%、金融市場3%、不動産10%と規定。2018年度の実際の投資割合は、政府関連証券（MGS）24.8%、債券・貸付（ローン）23.8%、株式42.3%、金融市場5.1%、不動産4%である（図表7）。投資リターンはマレーシアの堅調な経済成長を反映し、近年6~7%台で推移しており、2018年は6.57%であった

SOCSOの資産額は、2016年の265億リンギから281億リンギ（約6,912億円）（2017年）まで増加した（図表6）。積立金投資の基本原則は、資産の保護を第一とした安全原則が貫かれ、固定金利などによる低リスク運用が行われている。アセットアロケーションは、財務省により定められ、2017年度の投資割合は、政府関連証券（MGS）40.5%、民間社債（CDS）11.0%、金融市場28.5%、国内株式17.6%、不動産等2.4%となっている（図表8）。なお、2016年より不動産投資を開始しており、全体の投資リターンは5.15%（2017年）となった。

（図表8）EPF（左、2018年）・SOCSO（右2017年）の資産構成割合



（出所）EPF「ANNUAL REPORT 2018」およびSOCSO「Annual Report 2017」より筆者作成



## 7. 制度の企画, 運営体制

JPAの資産は、政府予算である「連邦統合資金 (Federal Consolidated Fund)」に積み立てられ、財務省により予算管理が行われている。

EPFは、保険料の徴収、積立金の運用、積立金の支払いを行っており、マレーシア議会への報告義務を負う。所管官庁は財務省で、EPF理事会が設置され、運営方針の決定が行われる。EPF理事会は政労使の代表と国際金融や会計の専門家により構成されている。また、EPF理事会と同じレベルの位置付けとして、中央銀行と財務省の専門家による投資委員会が設置され、積立金の投資方針や投資戦略が決められる。EPF理事会は2カ月に1回開催されるが、投資委員会 (Investment Panel) は市場の上下動にすばやく対応するために隔週で開催されている。EPFの投資戦略は常に適切なアセットクラスへのリスク分散を確実に行うことにあり、投資行動に対しては厳しい投資基準が適用され、全ての投資行動を行う前に、投資行動と意思決定について、マネジメント投資委員会、リスクマネジメント委員会、投資委員会リスク小委員会、投資委員会により内容が精査される。EPFの本部は首都クアラルンプールにあり、各州に67の支社 (Branch office) がある。

SOCSOは、保険料の徴収、積立金の運用・支払いを行っており、所管官庁は財務省である。投資戦略部門が置かれているが、投資方針は財務省の指針に基づいて行われている。SOCSOの本部は首都クアラルンプールにあり、各州に53の支社 (Branch office) がある。

## 8. 最近の議論や検討の動向, 課題

マレーシアの社会保障制度は、公務部門は全額国庫負担により本人負担はなく、老齢保障 (年金) と医療保障は終身である。一方、民間部門の老齢保障は事業主と従業員による保険料を財源とする積立基金で国庫負担はなく、公務部門と民間部門には大きな格差がある。マレーシアの平均寿命は男性73.2歳、女性77.6歳 (WHO「World Health Statistics 2018 (世界保健統計 2018)」) に延伸、人口は3,200万人 (Malaysia統計局, 2017) に増加、合計特殊出生率は2.02% (World Bank, 2017年) に低下、高齢化率は6.67% (World Bank, 2018年) に上昇している。さらに、経済社会総合研究所 (ESRI) の推計によると、2050年には人口は3,995万人の1.25倍に増加し、同年には平均寿命が男女平均で79.6歳まで延伸、高齢化率も15.7%まで2.35倍に上昇する見込みである。一方、合計特殊出生率は1.85%まで減少する見込みで、今後、急激な少子高齢化が進展すると予想される。

そのため、JPAでは、将来的な財政上の懸念から、本人拠出を含めた積立方式の調査研究を始めたとのことであったが、今すぐに現行制度が変更されることはないと思われる。仮に将来的に本人拠出が行われたとしても、医療保障、労働災害保障、遺族保障については、本人拠出分だけで現在の保障水準を維持することは困難であり、引き続き政府負担が必要であろうとの考えを示した。

SOCSOでも、同じように今後の人口増加に伴い、就業人口が増え、労働災害や障害年金、遺族年金の給付が増加する懸念から、資産と負債のバランスがどのように変化していくの

かを調査したうえで、今後の対応方針を考えていく必要があるとの考えを示した。1971年の制度設立以来、保険料率が変更されておらず、今後は保険料率の引き上げも検討せざるを得ないだろうとの見方である。

EPFの加入者は民間労働者の53%程度（2018年）であり、老後保障がない民間労働者が半数程度存在する。また、EPFに加入していても、ほとんどの人が退職時に一括で受け取り、短期間に使用してしまうことが問題となっている。そのため、政府は社会福祉政策として、所得がない高齢者に対して高齢者手当の支給を実施しており、60歳以上で生計を得る手段がなく、介護する家族を欠く者に対して、月額300リンギ（約7,380円）を支給しているが、十分な水準とは言えない状況である。

そのため、政府は世界銀行の「Multi-pillar Pension Framework」に基づき、「基本的社会保障（Pillar Zero Service）」政策として、2007年から「基礎貯蓄計画（Basic Saving Plan）」を進め、55歳までに12万リンギ（約295万円）を貯蓄するよう国民に推奨し、退職後毎月700リンギ（約17,720円）を平均寿命まで生活費として使用できるように、個人資産の積立策を推進しようとしている。

現在、EPFやSOCSOに加入していない企業が約15～20%あると想定されており、政府は2007年1月に導入した「国家事業登録システム（Malaysia Corporate Identity: My CoID）」を利用して、加入と保険料徴収の促進を図っている。「My CoID」は、マレーシア国内で起業をする際に、国家事業認可システム（BLESS）を通じて必要な登録申請手続きが一度で行えるように簡素化したものであり、マレーシア国内で会社登記を行うと、マレーシア企業委員会（SSM）に登録され、「My CoID」で付された企業番号（6桁+CD1桁=7桁番号）が、IRB（内国歳入庁）、LHDN（内国歳入委員会）、HRDF（人的資源省）、EPF、SOCSO等の関係省庁に登録情報と共に自動的に送付される。しかし、「My CoID」が適用されているのは、マレーシア企業委員会（SSM）の登録権限がある西マレーシアのみで、東マレーシアのサバ州、サラワク州には適用されておらず、十分に機能しているとは言えず、未適用州への適用範囲の拡大が緊急の課題となっている。

## 9. 私的年金制度の現状

2007年に「資本市場サービス法」（Capital Markets and Service Act 2007）が制定され、マレーシア証券委員会（The Securities Commission Malaysia）の下で、EPFを補完し証券市場の発展と個人の自助努力による老後資金の貯蓄を目的として「民間退職年金スキーム」（以下、PRS: Private Retirement Scheme）が、2012年12月に創設された。これは、18歳以上の全てのマレーシア国民および外国人労働者が任意で加入できる確定拠出型の個人退職勘定制度で、事業主または個人が政府証券局に認可されたPRSプロバイダーである民間金融機関と契約して口座を開設し、「民間年金管理機構」（以下、PPA: Private Pension Administrator）に登録する。PPAはPRSに関する情報を一元的に管理する機関で、PRSに関する登録情報や取引記録を管理し、プロバイダーの運営状況をモニタリングする。

PRS への管理手数料は低くなるように指導され、PPA での口座管理費は無料である。

PRS は、個人が任意で加入する他、事業主が従業員の福利厚生としても利用でき、事業主が PRS プロバイダーと契約を締結して事業主が拠出することや、事業主と従業員が合わせて拠出することもできる。拠出はいつでも自由に拠出が可能で、本人拠出については年間 3,000 リンギまで所得控除の対象となり、運用益も非課税となる。事業主が拠出した場合は、税控除対象給与総額の 19%まで損金算入が認められる。

PRS プロバイダーは、株式、債券、預金、投資信託、不動産などのリスク・リターン特性の異なる複数のタイプの投資商品を用意し、加入者はその中から自分で自由に投資商品を選択して運用し、投資商品のスイッチングはいつでも可能。なお、自ら商品選択をしなかった場合には、年齢に応じたデフォルトファンドで運用される。デフォルトファンドには、年齢に応じて自動的にリスク許容度を変化させる「グライド・パス (Gride Path)」機能がある。また、自ら運用商品を選択する場合、複数のプロバイダーで運用することも可能で、プロバイダー間での資産の移換もできる。

個人口座は 2 つに分かれ拠出金の 70%が A 口座 (sub-account A) に拠出され、55 歳に達するか完全障害者になった場合または海外に移住した場合以外は引き出せない。残りの 30%は B 口座 (sub-account B) に拠出され、年 1 回引き出すことができるが、中途引き出しの際は 8%のペナルティ課税がなされる。なお、B 口座からの引き出しについて、医療費 (本人および家族) および自らの住宅の購入の場合には 8%のペナルティ課税は免除される (図表 9)。55 歳以降は、非課税で一括または分割での受け取りができ、加入者が死亡した場合には、遺族に対して積立金が支払われる。

(図表 9) PRS の積立金口座管理方法

種類	目的・使用用途	引き出し要件
A 口座	老齢保障を目的、拠出金の 70%を積み立て	55 歳以降、海外移住時引き出し可
B 口座	拠出金の 30%を積み立て	年 1 回引き出し可(但し 8%課税)

(出所) 筆者作成

現在、認可されている PRS プロバイダーは全部で 8 社あり、国内系は、Affin Hwang アセット・マネージメント、AM ファンド・マネジメント、Kenanga インベスター、パブリック・ミューチュアル、RHB アセット・マネージメントの 5 社で、外資系は、AIA ペンション & アセット・マネージメント (香港)、マニユライフ・インベストメント・マネージメント (カナダ)、プリンシパル・アセット・マネージメント (米国) の 3 社である (図表 10)。マレーシアは、外国資本 100%でも会社設立が認められている。

(図表 10) PRS のプロバイダー 8 社 (2020 年)

PRSプロバイダー会社名		投資商品数
国内系	Affin Hwang Asset Management Berhad	5
	Am Funds Management Berhad	9
	Kenanga Investors Berhad	7
	Public Mutual Berhad	9
	RHB Asset Management Sdn. Bhd.	5
外資系	AIA Pension and Asset Management Sdn. Bhd.	4
	Manulife Investment Management (M) Berhad	8
	Principal Asset Management Berhad (In alliance with CIMB)	10
(合計)		57

(注) Berhad (Bhd) とは、マレーシアにおける株式公開会社、Sdn Berhad とは株式非公開会社を意味する(出所) PRS Providers (<http://www.ppa.my/prs-providers/>) より筆者作成

マレーシア証券委員会へのヒアリングによると、PRS は、公務部門と比較して老後所得保障機能が十分でない民間部門の労働者と自営業者の年金制度を充実させると共に、マレーシアの証券市場を発展させようとする意図が含まれているとのことである。

マレーシア経済は現在順調に拡大しており、日本貿易振興機構 (JETRO) によると、2019 年の実質 GDP 成長率は 4.3%、1 人当たり GDP は 11,198US ドル (約 120 万円) に達した。輸出産業が好調で、従来の輸出品であった錫 (すず) やゴム、パーム油から、現在では機械類の輸出が大半を占めるようになり、貿易黒字が継続している。

1981 年 7 月～2003 年 10 月までの 22 年間にわたり大統領を 6 期務めたマハティール・モハマド元第 4 代首相は、日本の経済成長を見習おうというルックイースト政策をはじめ、重工業化政策を進め、強力なリーダーシップにより、マレーシアの国力を飛躍的に増大させた。その後、ナジブ・ラザク元第 6 代首相は、2015 年 5 月 21 日、2016～2020 年における政策の根幹となる「第 11 次マレーシアプラン」を国会に提出した。これは、経済成長からインフラ・環境整備の他、平等社会の促進と社会福祉の向上を図り、社会保障制度の一層の充実を目指すものであった。「2050 年国家改革」に向け、2018 年予算案において前年比 7.5%増の 2,803 億リンギ (約 6 兆 8,954 億円) を計上し、経済、社会福祉、インフラ整備など幅広い政策を盛り込んだ。しかし、ナジブ・ラザク元第 6 代首相の政府系投資ファンド「1MDB」の資金流用疑惑が発生し、マハティール・モハマド元第 4 代首相が率いる PH (Pakatan Harapan) など野党連合が、2018 年 5 月 9 日の第 14 回連邦議会下院総選挙 (定数 222 議席) で過半数を獲得し、当時 92 歳のマハティール・モハマド前首相が 15 年ぶりに第 7 代首相に再び就任した。マレーシアでは、1957 年にマラヤ政権の独立以来、60 年間にわたりマレー国民組織 (UMNO : United Malays National Organization) が与党第一党として政権を握ってきたが、マレーシア史上初めてとなる政権交代となった。

マハティール・モハマド前第 7 代首相は、2015 年の消費税導入後、物価上昇に苦しむ中低所得層を中心に支持を拡大したものであり、マレーシアの消費税 (GST : Goods & Service Tax) の廃止 (2018 年 6 月 1 日に 6%から 0%に変更) と、代わって生活必需品への課税を

除外した売上税（5%または10%）とサービス税（6%）（SST: Sales and Service tax）を復活させた。しかし、2020年2月に連立与党内はマハティール続投を求める勢力とアンワル元副首相への早期交代を求める勢力の対立が激しくなり、マハティール・モハマド前第7代首相は混乱の責任を取る形で2月24日、アブドゥラ国王に辞表を提出した。その後、ムヒディン・ヤシン元副首相が、2020年3月に第8代首相に就任した。

GDP 拡大や貿易黒字など経済状況が好調な一方、国連の推計（World Population Prospects (2015.7)）によると、マレーシアでは今後、高齢化率が現在の5.9%（2015年）から2050年には16.8%まで急速に上昇していく見通しである。このような状況下、民間部門労働者や自営業者等などの老後所得保障が十分でない人々を対象とする社会保障制度の充実が必要とされている。そして、公的年金を補完する社会保障政策のひとつとしてPRSの拡充が期待されており、今後、その動向が注目される。本稿における意見等については、筆者の個人的見解であり所属する組織のものではありません。

.....

<参考文献>

- \* 稲垣博史（2018）「マレーシアの歴史的政権交代」  
（<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as180514.pdf>, 2020.5.18）
- \* 厚生労働省（2018）「2018年海外情勢報告 第2節マレーシア（Malaysia）」  
（<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/15/dl/t5-04.pdf>, 2020.5.18）
- \* 公益財団法人国際労働財団（2016）「マレーシアの基本情報」  
（[http://www.jilaf.or.jp/country/asia\\_information/AsiaInfos/view/29](http://www.jilaf.or.jp/country/asia_information/AsiaInfos/view/29), 2020.5.18）
- \* 国際機関日本アセアンセンター（東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター）「マレーシア投資情報第5章人的資源」（<http://www.asean.or.jp/ja/asean/know/country/malaysia/invest/guide/5.html>, 2020.5.18）
- \* 菅谷和宏・川名剛（2012）「マレーシア及びインドネシアの年金に関する現地調査報告」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構
- \* 菅谷広宣（2010）「マレーシアの老齢所得保障制度」『年金と経済』Vol.28 No.4, 財団法人年金シニアプラン総合研究機構
- \* 菅谷広宣（2009）「マレーシアに社会保障制度は存在するのか」『賃金と社会保障』No.1496（2009.8下旬号）。
- \* 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2018）「海外労働情報国別基礎情報マレーシア」  
（[http://www.jil.go.jp/foreign/basic\\_information/malaysia/2013/mys-5.htm](http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/malaysia/2013/mys-5.htm), 2020.5.18）
- \* 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2017）「データブック国際労働比較2017

(<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2017/documents/Databook2017.pdf>, 2020. 5. 18)

\* 独立行政法人労働政策研究・研修機構 (2013) 「マレーシア基礎情報 (2013)」

([http://www.jil.go.jp/foreign/basic\\_information/malaysia/2013/ML\\_20130913.pdf](http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/malaysia/2013/ML_20130913.pdf), 2020. 5. 18)

\* 内閣府経済社会総合研究所 (Economic and Social Research Institute : ESRI) (2004) 「統計資料」

(<http://www.esri.go.jp/jp/tie/ea/ea7b.pdf>, 2020. 5. 18)

\* 日本貿易振興機構 (JETRO) 「基礎的経済指標 2017)」

([https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/basic\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/basic_01.html), 2020. 5. 18)

\* 日本貿易振興機構 (JETRO) (2014) 「マレーシアにおける医療・社会福祉サービスに関する調査報告書」 2014年1月

([https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/report/07001563/07001563\\_report.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001563/07001563_report.pdf), 2020. 5. 18)

\* 日本商工会議所 (JCCI) (2018) 「マレーシア海外事情レポート」

(<https://www.jcci.or.jp/news/trend-box/2018/0710104042.html>, 2018. 8. 22)

\* Willis Towers Watson (2013) 「グローバル年金ニュース」 2020. 5. 18

(<https://www.towerswatson.com/ja-JP/Insights/Newsletters/Global/global-news-briefs/2013/jp-Malaysia-Private-Retirement-Scheme>, 2020. 5. 18)

\* JPA (2020) (<http://www.jpa.gov.my/>, 2020. 5. 18)

\* JPA (2020) (<http://www.jpapencen.gov.my/english/mainpage.asp>, 2020. 5. 18)

\* JPA Post Service Division Public Service Department Malaysia (2012)

「OVERVIEW OF PENSIONS POLICY IN MALAYSIA」

\* EPF (2018) 「Annual Report 2018」

(<https://www.kwsp.gov.my/about-epf/news-highlights/publications/>, 2020. 5. 18)

\* Nurhisham Hussein (2020) 「The Malaysian Pension System」

(<http://www.nomurafoundation.or.jp/en/wordpress/wp-content/uploads/2019/03/NJACM3-2SP19-04.pdf>, 2020. 5. 18)

\* PERKESO (SOCSO) (2017) 「Annual Report 2017」

(<https://www.perkeso.gov.my/index.php/en/report/annual-report>, 2020. 5. 18)

\* PPA HP (2020)

(<http://www.ppa.my/prs>, 2020. 5. 18)

\* PRS (2016) 「Annual Report 2016」

(<http://www.ppa.my/prs/about-prs/overview/>, 2020. 5. 18)

\* SSM (2016) 「My CoID」

(<http://www.ssm-mycoid.com.my/web2/index.jsp>, 2020. 5. 18)